介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（平成二十六年度における地域支援事業の額に関する特例）

第十八条　平成二十六年度において法第百十五条の四十五第三項第三号に掲げる事業のうち認知症である被保険者に対する支援又は被保険者の地域における自立した日常生活の支援に係る体制の整備の促進を行う事業として厚生労働大臣が定めるものを拡充しようとする市町村又は新たに実施しようとする市町村についての第三十七条の十三の規定の適用については、同条第一項中「百分の三」とあるのは「百分の三を乗じて得た額に二千五百万円を加えた額を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額」と、「及び地域支援事業」とあるのは「については給付見込額に百分の二を乗じて得た額、地域支援事業」と、「、それぞれ百分の二）を乗じて得た額」とあるのは「給付見込額に百分の二を乗じて得た額に二千五百万円を加えた額を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額）と、同条第三項第一号中「三百万円とし」とあるのは「二千八百万円を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額とし」と、同項第二号ロ中「百分の四を乗じて得た額」とあるのは「百分の四を乗じて得た額に二千五百万円を加えた額」とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

平成二十六年度における児童手当法に基づき一般事業主から徴収する拠出金に係る拠出金率を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第八十三号

平成二十六年度における児童手当法に基づき一般事業主から徴収する拠出金に係る拠出金率を定める政令

内閣は、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十六年度における児童手当法第二十一条第一項の拠出金率は、千分の一・五とする。

附　則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

府　令

○内閣府令第十九号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の七（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第百九十三条及び第百九十三条の二の規定に基づき、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第一条　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章　特定会社の財務諸表（第百二十七条・第百二十八条）
第八章　外国会社の財務諸表（第百二十九条―第百三十三条）」を「第七章　特例財務諸表提出会社の財務諸表（第百二十七条・第百二十八条）
第八章　特定会社の財務諸表（第百二十九条―第百三十五条）
第九章　外国会社の財務諸表（第百三十一条―第百三十五条）」に改める。

第一条第一項中「第百二十七条第二項」を「第百二十九条第二項」に、「第七章」を「第八章」に改め、同条第三項中「すべて」を「全て」に改める。

第一条の二の見出し中「適用」を「特定会社」に改め、同条中「第七章」を「第八章」に改め、同条を第一条の二の二とし、第一条の次に次の一条を加える。

（連結財務諸表を作成している会社の特例）

第一条の二　連結財務諸表を作成している会社のうち、会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社（第二条に規定する別記事業を営む株式会社又は指定法人を除く。第七章において「特例財務諸表提出会社」という。）が提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法は、同章の定めるところによることができる。

第一条の三中「第八章」を「第九章」に改める。

第八条第三十項中「（平成十七年法律第八十六号）」を削る。

第八条の六に次の一項を加える。

4　前各項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第八条の二十三第四項中「（第四号及び第五号を除く。）」を削る。

第八条の二十八に次の一項を加える。

2　前項各号に定める事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第十九条中「百分の一」を「百分の五」に改める。

第二十条に次の一項を加える。

3　前項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第二十四条中「百分の一」を「百分の五」に改める。

第二十六条に次の一項を加える。

2　前項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第二十六条の二に次の一項を加える。

5　前項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第二十九条、第三十三条及び第三十九条中「百分の一」を「百分の五」に改める。

第四十二条を削る。

第四十二条の二に次の一項を加える。

3　前二項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第四十二条の二を第四十二条とする。

第四十九条第一項、第五十条及び第五十三条中「百分の一」を「百分の五」に改める。